

このたびは、弊社商品をお求めいただき、誠にありがとうございます。本「PAREA 航空レーザデータ」は、下記に掲げる使用許諾契約書の条件に同意していただきます。同意いただけない場合には残念ながら利用をお断りいたします。本データをダウンロードされた時点で、本使用条件に同意いただいたものとしします。

PAREA 航空レーザデータ使用許諾契約書

以下の条項は、国際航業株式会社（以下KKCという）が、お客様に今回お求めいただいた次の商品（以下「航空レーザデータ」といいます。）に適用いたします。

商 品 PAREA 航空レーザデータ

（目的）

第1条 本契約の目的は、お客様が使用するKKC所有の航空レーザデータに関し締結するものです。

（定義）

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下の当該各号に定めるところによります。

- （1） 航空レーザデータ
KKCが、著作権その他の知的所有権を有するレーザデータのことで、上記に該当するデータのことをいいます。
- （2） 記録媒体
「航空レーザデータ等」が記録されて収納された複製物で、KKCまたは社会基盤情報流通推進協議会が作成したものをいいます。
- （3） 付属物
「記録媒体」以外の物で、KKCが「航空レーザデータ等」の使用に関連して提供する資料（本契約に添付の資料を含む）のうち、KKCが著作権その他の知的所有権を有するものをいいます。
- （4） 使用許諾物件
「航空レーザデータ等」、「記録媒体」及び「付属物」のことをいいます。
- （5） 使用
「航空レーザデータ等」を、ロード、実行、格納、画面出力、複製、改変、翻案を行うこと、及び付属物を使用することをいいます。

（使用権の許諾）

第3条 KKCはお客様に対し、使用許諾物件に関する非独占的使用権を許諾し、お客様は本契約に従って使用許諾物件を使用します。

- 2 「航空レーザデータ等」は、KKCが使用許諾をするものであり、売買の対象とするものではありません。
- 3 お客様は、「航空レーザデータ等」及び複製物の使用に際し再使用権の設定、もしくは第三者へ譲渡、転貸もしくは占有の移転をしてはならず、またお客様は、本契約上の地位を第三者へ譲渡してはなりません。

（使用許諾物件の使用）

第4条 お客様は、使用許諾物件をお客様ご自身が使用するものとしします。

- 2 お客様による使用許諾物件の使用により生じる二次的著作物は、お客様ご自身で使用できるものとしします。
- 3 お客様は、使用許諾物件を本来の用法及び諸法令に従って善良な管理者の注意をもって使用するものとしします。

（著作権等の帰属）

第5条 本契約に基づき、KKCがお客様に対して使用許諾する使用許諾物件及びそれらの複製物の、所有権、著作権、著作者人格権及びその他一切の工業所有権、無体財産権は、KKCに帰属するものとしします。

(保証責任)

- 第6条 K K Cは、「航空レーザデータ等」がおお客様の選択したソフトウェア・プログラムにおいて正しく稼働すること、及びおお客様の特定の使用目的に適合し、且つ、正しく稼働することを保証しないものとします。
- 2 K K Cは、「航空レーザデータ等」及び「記録媒体」に物理的な瑕疵がある場合において、K K Cの判断に基づき交換に応じるものとします。
 - 3 K K Cは、「航空レーザデータ等」と現在の地形形状との不一致については責任を負わないものとします。
 - 4 前各項の定めは、本契約に基づくK K Cの保証責任の全てを規定したものとします。

(危険負担)

- 第7条 使用許諾物件が本契約の有効期間中に滅失又は損傷したときの危険は、K K Cの責に帰すべきものを除き、すべてお客様の負担とします。

(機密の保持)

- 第8条 お客様及びK K Cは、本契約に関連して知り得た機密事項を第三者に公表し、又は漏らしてはならないものとします。
- 2 前項の規定は、本契約が満了又は終了したのちにおいても適用されるものとします。

(契約の有効期間及び解約)

- 第10条 本契約は、お客様が航空レーザデータ等の使用を開始したときから有効とします。
- 2 お客様が本契約の条項に違反した場合は当然に本契約は解除されます。その場合、お客様は以後航空レーザデータ等の使用はできません。

(損害賠償)

- 第11条 お客様が本契約の条項に違反しK K Cに損害を及ぼしたときは、K K Cはお客様に対し当該損害の賠償請求が行なえるものとします。

以上

東京都千代田区六番町2番地
国際航業株式会社